

平成 25 年 3 月 22 日

桑折町

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災復興関係

桑折町の災害公営住宅の整備推進に向け協力関係構築 (整備推進に向け基本協定締結)

3 月 22 日、福島県桑折町と U R 都市機構が相互に協力して災害公営住宅の整備を推進するため、基本協定を締結しました。

この協定は、東日本大震災に伴う桑折町の被災者と原子力事故により避難されている浪江町民の生活再建を図る目的で福島蚕糸跡地に建設が予定されている災害公営住宅に関し、桑折町と U R が住宅の整備に係る計画策定や住宅の建設について協力し、事業の進捗を図っていくものです。

- ・ 別添： 基本協定書

○お問い合わせは下記へお願いします。

桑折町地域整備課

参事兼課長 石幡 電話 024 (582) 2127

U R 都市機構宮城・福島震災復興支援局 計画調整第 1 チーム

チームリーダー 加藤 電話 022 (355) 4537

東日本大震災における 災害公営住宅の整備に係る基本協定

桑折町（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、東日本大震災の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第2条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の構造、戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

（甲の要請）

第3条 甲は、基本計画が策定された場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

（乙の業務）

第4条 前条による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- 一 附帯施設の建設
- 二 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

（契約締結）

第5条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

（乙の援助）

第6条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

(定めのない事項等)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 福島県伊達郡桑折町字東大隅18
桑折町長 高橋 宣博

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤 二